- (3) [秋田工業高等学校ラグビー後援会会則(改訂版) (案)
- 第3号議案] 本会は秋田県立秋田工業高等学校ラグビー後援会と称し事務所を学校に置く。 第 1 条
- 第2条 本会は秋田県立秋田工業高等学校ラグビー部を支援することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

②新入部員の歓迎会 ④会報の発行

①選手の激励会 ③部活動の支援

⑤その他必要と認められる事項

- 第4条
  - 本会は、次の会員を以って組織する。 ①本会の趣旨に賛同する者
    - ②ラグビー部員の保護者
- 第5条 本会には次の役員をおく
  - ①会長 ④参与 1名
- (。 ②副会長 ⑤幹事長 若干名
- ③顧問 ⑥副幹事長 若干名

- 若干名 若干名 ⑦幹事
- 1名 8監事 2名
- 第6条
- 役員は、総会によって選出する。 ①会長、副会長、常任幹事、幹事、監事は、総会において選出する。 ②幹事長、副幹事長は幹事の中より互選する。

  - ③顧問および参与は本会に協力する者および功労者の中より会長が委嘱する。
  - ④保護者部会、ROB会から副会長および副幹事長を選出するものとする。
- 第7条
  - 役員の任務は次の通り定める。
    ①会長は会務を総理し本会を代表する。
    - ②副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は之を代行する。 ③幹事長は幹事会を代表する。

    - ④副幹事長は幹事長を補佐し、本会活動の運営にあたる。 ⑤幹事は幹事会を組織し会の企画・実行にあたる。

    - ⑥監事は会務および会計事務を監査する。
- 役員の任期は2年とする 第8条

ただし、学校、保護者部会、ROB会等に役員の変更があった場合、その任期 は残任期間とする。

- 第 9 条
  - 本会の会議は次の通り定める。 ①通常総会は毎年5月に開催し、決算・事業計画・予算その他必要なる事項を 審議する。
    - ②臨時総会は必要に応じて会長の招集によって開催する。 ③役員会および幹事会は必要に応じて開催する。

    - ④役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは、会長の決するところとする。 ⑤天災の発生や感染症の流行等、不測の事態や緊急を要する場合で総会・役員 議事は出席者の過半数で決
    - 会が開催できない場合、書面又は電磁的記録により決議を行うことができる。
    - ⑥前項の方法で開催される総会は、会員の提出された表決書の過半数をもって 成立とし、その過半数をもって決議する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところとする。
    - グ 前項の方法で開催される役員会は、役員の提出された表決書の過半数をもって成立とし、その過半数をもって決議する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところとする。
- 第10条 本会に部会を置くことができる。部会に部会長を置く。
- 本会の経費は会費並びに寄付金による。 第11条
- 本会の会費は総会の定めるところによる。 第 1 2 条
  - 5,000円 ①個人会費 年額 ②団体会費 年額 1日 10,000 円 1口以上

ただし、役員の会費については別に定める。 会長 20,000円、副会長 10,000 幹事長 10,000円、副幹事長 7,00 監事 10,000円とする。 000円、顧問・参与 10,000円 000円、幹事 7,000円 (ただし、学校関係者については一般会員と同額(5.000円)とする。

- 第13条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 附 則 本会則は令和元年5月12日より施行する。